

第51号議案

文京区立小石川図書館等の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和元年11月5日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一



文京区立小石川図書館等の指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設

名 称	位 置
文京区立小石川図書館	東京都文京区小石川五丁目九番二十号
文京区立本駒込図書館	東京都文京区本駒込四丁目三十五番十五号
文京区立目白台図書館	東京都文京区関口三丁目十七番九号
文京区立湯島図書館	東京都文京区本郷三丁目十番十八号
文京区立大塚公園みどりの図書室	東京都文京区大塚四丁目四十九番二号

二 指定管理者 東京都文京区大塚三丁目一番一号

株式会社図書館流通センター

三 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(説明)

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。